

第 159 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 159 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 1 月 25 日（火）17:55～18:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 国有林の間伐事業（林野庁）
- 防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務（防衛省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、佐藤専門委員

（林野庁）

国有林野部業務課 川端課長、鶴園企画官、井口課長補佐、金子企画官

（防衛省）

経理装備局艦船武器課需品室 伊藤室長

航空幕僚監部装備部 補給課 藪田計画班長、荒武補給 1 班長、白川計画班員

同 調達室 山本調達 2 班長

同 総務部 会計課 和田経理班員

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 159 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、林野庁の「国有林の間伐事業」、防衛省の「防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務」の実施要項（案）について審議を行います。

初めに、「国有林の間伐事業」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は林野庁国有林野部業務課 川端課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、御説明をお願いしたいと思います。

御説明は 10 分程度でお願いいたします。

○川端課長 林野庁国有林野部業務課長の川端でございます。本日はよろしくお願いいたします。

国有林の間伐事業における実施要項（案）につきましては、昨年の 11 月 9 日に本小委員会で御審議いただきまして、委員の皆様方の御意見を踏まえて、所要の見直しを行った後に、11 月 26 日から 12 月 9 日までの 14 日間の期間でパブリックコメントを実施したところでございます。パブリックコメントにおきましては、全国の 8 名の方から、総数で 37 件、同じ内容のものがございまして、重複を除きますと 25 件の御意見をいただきました。これにつきまして、実施要項（案）への反映等について検討してまいったところでございます。

本日はパブリックコメントの意見に対する林野庁の考え方、実施要項（案）の修正内容等について資料を準備いたしましたので、これによりまして、委員の皆様方に御審議をいただきたいと考えております。詳細は担当の金子から説明させます。よろしく御審議方、お願いいたします。

○金子企画官 担当の金子でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、本日の議論に先立ちまして、第 1 回目の審議における指摘事項への対応状況や経過等につきまして、簡単ではございますが、説明させていただきます。

第 1 回目の審議におきましては、本文中の伐採率が民間事業者の事業実行上拘束力を有するかどうかも不明瞭である、また、別紙 1 の民間競争入札導入箇所一覧に有意義な情報を追加できないか、さらに別紙 4 の従来の実施状況に関する情報の位置付けが不明瞭である等々の御指摘をいただきました。

これらにつきましては、例えば、別紙 1 に「伐採率」という欄を設定いたしまして、伐採率に拘束力があることを明らかにする、「樹種」、「林齢」等の欄を追加いたしまして対応する、あるいは、別紙 4 の冒頭に、民間競争入札導入箇所の情報ではないことを明記するなど必要な修正を加え対応することといたしました。

なお、これら修正点につきましては、第 1 回目の審議後、委員の皆様方に修正案をご覧いただき、御了承を得た上でパブリックコメントに付したところとなっております。

以上が、今までの経過となりますが、続きまして、本日の議題でありますパブリックコメントへの対応状況につきまして、お手元の「国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果と対応（案）」、資料 A－2 に基づき、御説明させていただきます。

パブリックコメントにおきましては、重複を除き 25 件の意見をいただきました。この内容につきましては、大きく区分しますと、1～3 ページまでの実施要項（案）に係る御意見が 14 件、4～5 ページの事業全般に係る意見が 11 件となっています。時間も限られますので、今回は、実施要

項に係る御意見を中心に対応の考え方を説明させていただきます。

まず、実施要項（案）に係る意見です。意見のうち、実施要項（案）を修正すべきと考えているものは No.1 の 1 件です。具体的には意見の概要に書いてあるとおり、企画提案書の路線計画で提案すべき路網は、トラック走行を前提とした林業専用道なのか、それとも林業機械が走行する森林作業道のどちらが対象なのか、というご意見でございました。

これにつきましては、意見に対する考え方として、本事業で対象とする路網は森林作業道であること等を回答しておりますが、原案においては、本事業の路網整備でどのような路網を作成するのか、必ずしも明確にしていないこと、さらに「森林作業道作設指針」が林野庁長官通知として制定され、現時点では明確化できることから、実施要項の中でも、「本事業の路網整備については、森林作業道を作設するものとする」ことを注）書きとして追加する考えでございます。

その他、13 件の意見につきましては、既に実施要項（案）に趣旨が採用されていると考えられるものや、関係法令や公平性の確保の観点から取り入れることが難しいと考えているもの、今後、事業の実施状況等を検証する中で必要性を検討すべきものであり、実施要項（案）の修正までは要しないと考えているところです。

具体には、既に趣旨が採用されているものは 9 件ございます。内容としましては、例えば No. 2、事業対象地全域で間伐木すべてを標示する収穫調査を前提とすれば、企画提案の余地がなくなるのではないかと。伐採量と選木の関係について入札公告に記載してほしい。

No. 3、入札公告の時期は、作業適期等を考慮して対応してほしい。

No. 4、早めに導入箇所を公告するとともに、企画提案書作成に必要な時間を確保してほしい等となります。

これらにつきましては、No. 2 であれば、収穫調査時の選木標示のままで間伐をすることは求めておらず、収穫調査の結果を参考として具体的な選木方法等の提案が可能であること。No. 3 では、現行の実施要項（案）でも、スケジュールに幅をもたせており、実際の入札公告は、地域の自然条件ですとか、作業適期等を勘案して実施されること。No. 4 では、本事業では入札公告に先立ち、実施要項（案）で実施箇所を明らかにしていること、また、標準的な間伐事業の入札執行に比較しまして、約 3 倍の作業期間を設定していること等をそれぞれ回答させていただいております。

原案の実施要項におきましても、意見の趣旨は既に採用されているものと考えておりまして、実施要項（案）につきましては、原文のとおりとさせていただきたいと考えている次第です。

また、関係法令の手続や入札参加者の公平性の確保の観点から取り入れることが難しいものは 3 件ございます。具体的には No. 6、提出しなければならない書類がいろいろ書いてあるが、提出書類は年度当初提出又は内容変更時提出とならないか。

No. 7、チェーンソー・刈払機の資格について、公的機関の研修と社内研修で受領したものを差別化すべきではないか。

No.12、総ての研修・資格取得者の評価を大きくして欲しいとなります。

これらにつきましては、意見に対する考え方として、No. 6 では、提出書類は、入札参加者の審査や落札者決定に用いられるため、入札案件ごとに提出いただく必要があること。No. 7 では、資

格は、法令上必要とされるものを評価することとしており、どこで取得した資格なのかを問わず、等しく取り扱う考えであること。No.12 では、研修内容はレベル等によって公平性が確保されないおそれがあるため、今回は、林野庁主催・実施の路網整備に係る研修を評価すること等を回答させていただいております。

実施要項（案）につきましては、原文のとおりとさせていただきたいと考えております。

最後に、事業の実施状況等を検証する中で、必要性を検討するものにつきましては、No.13 の地域貢献評価点を大きくして欲しいとの意見、1 件となります。

原案の配点等につきましては、現に国有林の間伐事業で定められている標準例をベースに、公共サービス改革法の趣旨や事業期間が3年間にわたることを踏まえまして、事業計画や企業の信頼性に係る配点を高めております。こうした中で、本事業のみ地域貢献の評価点を引き上げるということは、本事業の入札参加者をいたずらに制限することにつながりかねないこと等から、現段階におきましては、採用することは時期尚早と考えられるところであり、今後の事業の入札状況ですとか、実施状況等を検証する中で、なお検討を加えてまいりたいと考えている次第です。

したがいまして、実施要項（案）につきましては、原文のとおりとさせていただきたいと考えております。

なお、この資料の4ページ、5ページのとおり、今回のパブリックコメントにおきましては、実施要項（案）に係る意見のほか、事業全般に係る意見もいただいております。具体的には No.1 ～ No.3 のような、事業箇所を増やしてほしい、また、全署で実行して欲しい等の今後の事業の進め方に関する意見や、No.9 ～ No.11 のように、監督員の資質向上を図るべきとか、正確な山割り印を実施すべき等の個別事項についての意見となります。

これらにつきましては、今後の事業の方向性の検討の中や事業の実施段階で考慮すべきものと考えておりまして、実施要項（案）につきましては、原文のとおりとさせていただきたいと考えております。

以上、パブリックコメントの意見及び対応について、説明させていただきましたが、実施要項（案）の修正を行うものは、一番最初に御説明いたしました1ページの本事業の路網整備の対象は林業専用道なのか、それとも森林作業道なのかという意見1件になります。具体的な修正点につきましては、お手元の実施要項（案）、資料A-3でございますが、これの4ページに記載しているとおりです。

具体には、3）路網整備 注）書きとしまして、新たに「本事業の路網整備については、森林作業道（「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）の森林作業道をいう。）を作設するものとする。」と明記することといたします。

なお、パブリックコメントへの対応とは異なりますが、実施要項（案）を精査しましたところ、21ページの別紙1「民間競争入札導入箇所一覧」に誤謬が発見されました。具体的には、この表の10番目の九州局北薩森林監理署の集造材材積です。原案においては、6,900 m³としておりましたが、8,100 m³に修正させていただきたいと考えております。パブリックコメントの対応とあわせて実施要項（案）の修正をお願いできたらと考えております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見を願います。

○逢見副主査 第1回の当委員会の指摘も踏まえ、修正された上でのパブリックコメントですので、パブコメの内容について、1箇所修正点はございましたけれど、これは必要な情報として、注書きとして記載するのは、よろしいのではないかと思います。

それ以外は確かに修正すべき点はないように思います。そういった意味では、おおむねこの実施要項の内容でよろしいのではないかと思います。

○小林副主査 今、逢見委員にまとめていただきましたけれども、修正すべきところが修正されていて、またパブリックコメントの中で記載すべきところも対応されていると思いますので、国有林の間伐事業の実施要項（案）については、これで終了ということにしたいと思います。

事務局から何か確認すべきことがございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせずに、監理委員会への報告資料の作成等については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

何か、この実施要項（案）の内容等に疑義が生じた場合には、お知らせして、また意見交換をすることになりますけれども、おおむねこれで終了したというふうに考えております。

では、林野庁におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございます。

○川端課長 ありがとうございます。

（林野庁退室、防衛省入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、「防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、防衛省経理装備局艦船武器課需品室 伊藤室長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○伊藤室長 それでは、防衛省艦船武器課需品室の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

私の方からは、まず前回、第1回目の小委員会において御指摘いただいた点を踏まえまして、修正を行った部分、その後、行いましたパブリックコメントに寄せられました意見に対して、意見とそれの回答について御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、第1回目の小委員会の指摘につきましては、一応私ども3点ほどあったというふうに承知

しております。その１点目が、実施要項にあります品目のカテゴリーについて定義がないというお話がございましたので、それにつきましては、本文の第１項第３号に、「Ⅰ－１事務用消耗品（一般消耗品）、Ⅰ－２事務用消耗品（ＯＡ関連品及びトナー類）及びⅡ什器の商品区分をカテゴリーという。」という追記をいたしたところでございます。また品目表の頭にも同様の付記をいたしたところでございます。

２点目、受注上限額を超えて受注しないという表記が本文にございましたが、これだけの表現では実際、国が予算を管理すべきところを、民間事業者へ委託するような誤解を招くのではないかとこの御指摘がございました。

それにつきましては、本文につきまして、第２項第５項カの部分を、「受注上限額を超えて空自が発注した場合には、受注することなく空自に通知し指示を受けること。」というふうに表現を修正いたしました。また、「四半期（基準）ごと」という追記をいたしまして、受注上限額の明確化を図ったところでございます。

この部分の修正については、評価基準書の評価基準を同様に修正いたしたところでございます。

それから、３点目でございますが、第６項にあります「落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定に関する事項」につきまして、評価方法の中に、外部有識者の意見を聞くということにつきまして、当初、私どもの方では、防衛省にあります入札監視委員会であるとか、防衛調達審議会というところでの意見聴取のタイミングというふうに考えておりましたが、これが契約後のことであるということもありましたので、事前に評価基準なり、評価の内容についてコメントをいただくということで、評価基準書の細部基準の策定段階と事業者から提案書を受け取り、それについて評価をした結果について、おのおの公正性あるいは妥当性の観点から外部の有識者２名にコメントをいただくというふうに考えたところでございます。

第１回目からの修正点については、この３点と承知しております。

続きまして、パブリックコメントで寄せられました意見等について、若干細かい部分もございしますので、航空自衛隊の方でペーパーをまとめましたので、それに沿って、航空自衛隊の担当から御説明させていただきたいと思っております。

○白川計画班員 航空幕僚監部から、パブリックコメントの結果及びパブリックコメントを踏まえた実施要項（案）の修正について御説明いたします。説明はお手元に配布しましたパワーポイントに沿って説明させていただきたいと思っております。

１ ページ目、説明項目はご覧のとおりとなっております。

２ ページ目、「パブリックコメントの募集結果等」であります。

パブリックコメントの募集は、昨年１２月２４日から本年１月１４日の２２日間、防衛省及びe-Govのホームページ掲載により実施いたしました。その結果、７者から７７件の御意見、御質問を受けております。

御意見等の内訳は、実施要項（案）の変更に対する意見が２９件、実施要項（案）の内容の確認のための質問が４３件、その他５件となっております。

パブリックコメントでの各御意見、御質問及び御意見等への対応は、パブリックコメント回答案

にその詳細を記載しておりますが、この資料ではその一部を紹介しまして、最後にパブリックコメント全体を踏まえて実施要項（案）を修正した部分について説明いたします。

3 ページをお願いいたします。実施要項（案）の変更に関するご意見の一部です。

御意見は大きく分けて、Web カタログの仕様に関するもの、商品及び納品に関するもの、及び契約、支払いに関するものでした。

まず、Web カタログの仕様に関するものについては、OS 及びブラウザ等の動作環境を記載すべき、契約後のWeb カタログ作成期間を設定すべき等の御意見がありました。商品及び納品に関するものについては、トナーについては純正メーカー品以外のリサイクル品も認めるべき、規格に記載されているサイズ数値を〇〇mm「程度」という記載にすべき等の御意見がありました。

契約、支払に関するものについては、「官の指定する納品書、発注書、調達実績報告の提出に係る要求」を止めるべき、代金請求は月毎にすべき等の御意見がありました。

4 ページ目、実施要項（案）の内容に対する御質問の一部です。

御質問は大きく分けて、商品に関するもの、評価等に関するもの、空自の態勢に関するものでした。まず、商品に関するものについては、各商品の型式を示して欲しい、プライベートブランドもみとめられるか等の御質問でした。

評価等に関するものについては、1 商品に対して複数品目の提示は必須条件か、プレゼンテーションは評価の対象となるのか等の御質問がありました。

空自の態勢に関するものについては、各基地の具体的な検収方法を教えて欲しい、各基地のインフラ状況を教えて欲しい等の御質問でありました。

5 ページ目、その他の意見ですが、Web カタログ作成について、防衛省、メーカー、Web 業者との間で意見交換の場を設けて欲しい、大規模な入札では中小企業の対応が難しく、大企業の限られた通販業者だけの競争になってしまう。中小企業育成ということを考えて欲しい。癒着・談合防止として、入札の電子化もしくは見積もり業務の電子化機能を導入する方法がある等の御意見でした。

6 ページ目をお願いします。

以上、パブリックコメントの概要を御説明しましたが、77 件の御意見、御質問を踏まえて、実施要項（案）を9 か所修正しております。表の No.1 について、セキュリティ向上のため、部外者から空自のWeb カタログが見えないようすべきとの御意見を踏まえまして、ログイン後に空自専用Web カタログが表示される仕様、及び努めて空自の基地等からのアクセスのみを可能とする仕様を要求することといたしました。また、応札業者のサイト設計見積もりのため、アカウント数の目安を示すべきとのご意見を踏まえまして、空自全体のアカウント数、ID 数が約 760 を想定していることを記載しております。

No.2 について、応札業者のコスト積算のため、Web カタログのOS 及びブラウザを公開すべきとの御意見を踏まえまして、Web カタログの動作環境を記載しております。

No.3 について、システムのメンテナンス等のため、受注停止期間については、土日に加え平日の深夜も追加して欲しいとの御意見を踏まえ、平日の深夜でも受注停止可能と変更しております。

No.4 について、受注上限額を超えて空自が発注した場合、空自に通知はするものの、「空自の指示を受けること」についての要求は削除して欲しいとの御意見を踏まえまして、受注上限額を超えて空自が発注した場合には、受注することなく空自に通知することと変更しております。

No.5 について、契約後のカタログ作成に要する期間を設定して欲しいとの御意見を踏まえまして、サービスの提供開始は契約締結後 1 か月以内とする旨を記載しております。

No.6 について、「1 品目に対して同一価格の複数の商品の提案」が、本文では努めて提案することとなっているが、他方、評価基準書では必須条件となっている。どちらが正しいのかという御意見ですが、複数の商品の提案は必須ではないため、評価基準の必須条件から複数の商品の提案を削除いたしました。

7 ページ目、No.7 について、「入数」の要求については、メーカーによってセットが異なるため、入数が異なる提案も認めて欲しいとの御意見を踏まえまして、提案商品の入数が、品目リストの規格の入数と異なる場合は、規格の入数を満たす数量となる組合せで型番を設定し、提案することと変更しております。

No.8 について、サイズ数値を限定すると、商品選択の幅が狭くなってしまうため、幅をもたせて欲しいとの御意見を踏まえ、製品の規格は、参考品と同等とし、仕様は同等又はそれ以上のものであることを記載しております。

No.9 について、参考品目の型式を教えてほしいとの御意見を踏まえまして、品目リストに複数の参考品目を記載することといたしました。なお、参考品の調査の段階で、規格を精査した結果、81 品目について規格を見直して、他の商品との統合等によりまして品目リストを一部修正しております。

以上でパブリックコメントの概要等について御説明を終了いたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 第 1 回の審議の際に、当委員会からの指摘を踏まえた修正がなされ、さらにパブリックコメント等によって修正したというところがございますが、4 ページの「通知し指示を受ける」から「指示を受ける」を削除したというのは、パブリックコメントの指摘等でよろしいのかと思います。これは「通知すること」で足りているのではないかと思います。

後の修正についても、意見を踏まえて修正した部分についてはおおむね妥当な修正ではないかと思っております。

あと、中小企業についての育成の配慮という意見がありますが、これは官公需法の中で中小企業からの受注について配慮するというか、努める旨のことがございますが、このことによって、中小企業を排除するということではないと理解していいわけですね。

○伊藤室長 そこにつきまして、募集結果の全体をまとめたところの 2 番に記載させていただいておりますが、私どもといたしましては、この事業が談合の再発防止の一つであるということ、調達業務の効率化が図れることという観点で導入を考えておるものでございます。中小企業を決して排除するものではなく、この要項の中にも単独でその事業に参加が担えないということであれば、企

業体で入札に参加することもできるということで記載してございますので、そういうことを活用していただければ、中小企業の皆様方でもご参加は可能であると考えてございますので、一応そういう回答を御用意させていただいております。

○逢見副主査 私の方は以上です。

○佐藤専門委員 大変細かくて恐縮ですが、このパワーポイントの実施要項の修正していただいた箇所、逢見委員からも御指摘あった4番目のところですが、これの発注のイメージが具体的に持ててないので、的外れだったら結構ですが、例えば、ある1回の発注が行われて、それが受注限度額をその発注によって超えてしまったという場合に、受注をしない部分というのは当該超過部分についてだけということになるわけですか。それともその発注全体について受注しないということになるのか。ちょっと細かくて恐縮ですが、そこだけです。

○藪田計画班長 答えさせていただきます。その発注全体に対して、まず止めていただいて、我々に通知をいただいて、我々がそれをどうするかというのを判断いたしまして、それから措置をするという形で考えております。

○小林副主査 これは別に修正とかということではないのですが、パブリックコメントの中に「代金請求は月毎にすべき」というのがあります。今回は四半期毎の支払いですが、通常の商取引の慣行だと月単位で翌月末みたいな買掛金というような形になると思うのですが、そういう請求の期間を少し長めに設定するというのが、コスト、つまり資金繰りに考えると、1か月毎で決済されるべきものが、3か月間保留されるということになり、資金調達の部分のコストを業者が負担しているということになります。それは別の案件でも結構長いのがあって、そういうことを申し上げたことがあるのですが、それは官と民との業務慣行のギャップみたいなところがあって、それが先ほどの中小企業のところとかでも、資金の大きさとしてはあまり大きくないところの参入の障壁になっている可能性もあったりするので、これを入札の課題として、いわゆる資金調達分のコストというのを民間事業者に負担させていいのか、どの程度負担させていいのかという、そういうところの配慮が必要かなというふうに思います。

これは別に実施要項を修正してくださいというようなことではなくて、支払期間ということについて、そういう問題があるというコメントです。

では、ただいまの修正案につきましては、おおむね修正が適切に行われているということで、本実施要項（案）につきましては本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、また委員にお知らせして、意見交換するということになりますけれども、おおむね本日でこの実施要項（案）の審議を終了したということでまとめたいと思います。

事務局で何か確認すべきことはありますか。

○事務局　ございません。

○小林副主査　それでは、防衛省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようによろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。

○伊藤室長　ありがとうございました。